

転出届（郵便請求用）

令和 年 月 日

※郵送による転出届は、すでに吉野川市から市外へ転出された方のみ受付します。
これから転出される方は、お手数ですが吉野川市役所市民生活課もしくは各支所窓口で手続きをしてください。

転出日	令和 年 月 日（新住所に住みはじめた日）
-----	-----------------------

※転出日より14日以内に届出をしないと、50,000円以下の過料に処せられる場合があります。
転出してから14日を過ぎてからの手続きの場合は事前に市民生活課へお問い合わせください。
※転出証明書が届かないことがありますので、事前に郵便局へ転居届の提出をお願いします。

新住所				
新世帯主氏名				
旧住所	吉野川市			
旧世帯主氏名				
転出した人 ※転出した人、全員をご記入ください。	氏名	生年月日	性別	今までの世帯主との続柄
		明・大 昭・平・令 年 月 日	男 女	
		明・大 昭・平・令 年 月 日	男 女	
		明・大 昭・平・令 年 月 日	男 女	
		明・大 昭・平・令 年 月 日	男 女	
届出人	住所	<input type="checkbox"/> 上記、新住所に同じ		
	氏名	㊟ ※自署の場合は押印を省略可	転出者との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 ※本人以外は原則届出できません。
	昼間に連絡のつく電話番号	TEL (平日 8:30~17:15)		

※添付書類は、「請求方法と注意事項」をご確認ください。

郵送による転出証明書の請求方法と注意事項

次の①から③を封筒に入れ、吉野川市役所市民生活課まで郵送してください。(※手数料は無料)

① 転出届 (郵便請求用)

- ・ 郵送による転出届は、すでに吉野川市から市外へ転出された方のみ受付します。これから転出される方は、お手数ですが吉野川市役所市民生活課もしくは各支所窓口で手続きをしてください。
- ・ 転出届は転出してから14日以内に行う必要があります。この期間を過ぎてからの手続きの場合、50,000円以下の過料に処せられることがありますのでご注意ください。
- ・ 確認事項がある場合に備えて、昼間(8:30~17:15)に連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。
- ・ 郵送による転出届の届出人は原則「転出された本人」のみとなります。

② 本人確認資料のコピー

- ・ 届出人の本人確認資料のコピーを添付してください。(有効期限内のものに限る)
例) 運転免許証・マイナンバーカード(表面のみ)・資格確認書など

③ 返信用封筒

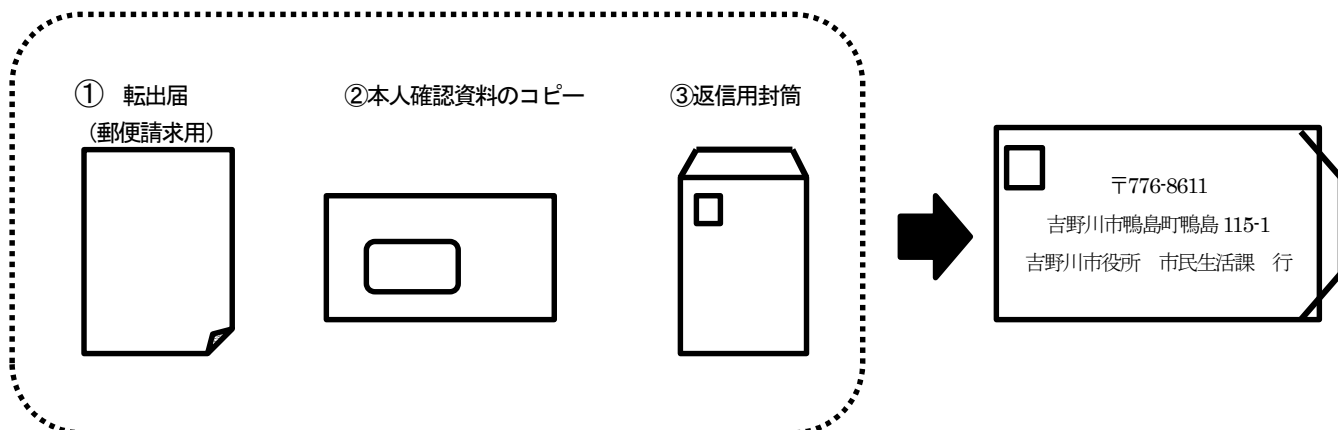
- ・ 転出証明書の送付先は新住所地(転出先)に限ります。
- ・ 届出人の氏名・新住所を記入し、切手を貼ってください。お急ぎの場合は速達料金分の切手を追加してください。また、「転出証明書」にはマイナンバーが記載されています。確実な配達をご希望の方は簡易書留分の切手を追加してください。郵便事故については責任を負いかねますのでご了承ください。

☆マイナンバーカードをお持ちの方へ☆

すでに転出している場合、転出した日から14日を過ぎるとお持ちのカードは失効し使用できなくなります。詳しくは吉野川市市民生活課までお問い合わせください。

●その他の注意事項●

- ※ 郵便物が新住所に届かない場合がありますので、事前に郵便局で転居届の手続きを必ずお願いします。
- ※ 転出証明書が届いたら、お早めに新住所地の市区町村役場に「転入届」をしてください。
- ※ お送りいただいた申請書等の内容に不備があり、連絡がつかない場合は、やむをえず返送させていただくことがあります。ご注意ください。



問合せ・郵送先

〒776-8611

吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1

吉野川市役所 市民生活課

TEL: 0883-22-2210